

# 「環境にやさしい農業」に取り組んでみませんか？

## 「環境保全型農業直接支払交付金」のお知らせ

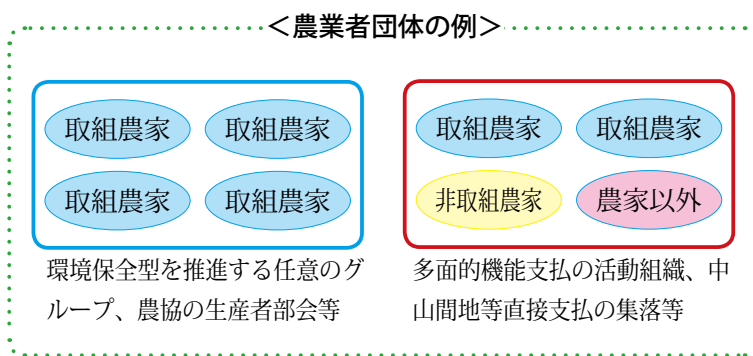
国では、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産のあり方を環境保全に重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくために、環

境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金事業」を実施しています。

◎問い合わせ先

役場農林課農政係 ☎ (88) 5 6 7 0 [直通]

2. 支援対象農家の要件
- 次 の 要 件 を 満 た す こ と が 必 要 で す。
- ① 販売を目的に生産を行っていること。
  - ② エコファーマー認定を受けていること。
  - ③ 農業環境規範に基づく点検を実施していること。



1. 対象者

複数の農業者、または複数の農業者及び地域住民などにより構成される任意組織（農業者団体）が対象になります。

3. 対象活動
- 化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取り組み【注】と合わせて行う以下の取り組みに対して支援を行います。
- ① カバークロップ（緑肥）の作付け
 

当該作物の作付け前後のいずれかにカバークロップ（緑肥）を作付けする取り組みです。適正な播種量であることや刈り取り持ち出しをせず全量土壌還元することが要件です。
  - ② 堆肥の施用
 

当該作物の作付け前後のいずれかに堆肥を施用する取り組みです。牛糞主体の堆肥を使用することや基準量以上の堆肥を施用することなどが要件です。
  - ③ 有機農業
 

化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取り組みです。
  - ④ リビングマルチ
 

当該作物の栽培期間中に畦間に麦類や牧草等を一定期間栽培し、その後は土壌還元を行う取り組みです。
  - ⑤ 草生栽培
 

永年性作物の園地に麦類や牧草等を一定期間栽培し、その後は土壌還元を行う取り組みです。なお草生栽培は、果樹及び茶のみの取り組みです。

4. 支援単価

支援単価は別表のとおりです。

なお同一ほ場において1年間に複数回の対象活動を行う場合はそれぞれの活動を支援します。

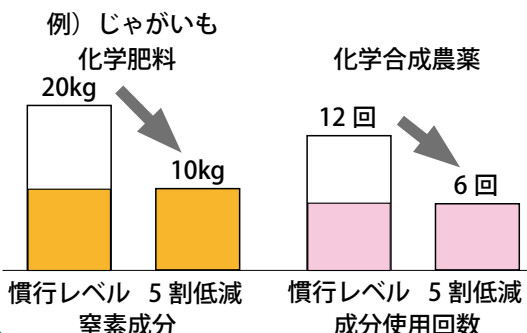
（例1）1回の作付けに対し、複数の取り組みを実施する場合…果樹園における堆肥十草生栽培など。

（例2）同一ほ場で複数回作付けを行い、作付けごとに取り組みを実施する場合…さつまいもでの堆肥十じゃがいもでの堆肥など。

＜支援単価表＞

対象となる取り組みの内容	支援単価
カバークロップ（緑肥）の作付け	8,000 円 / 10a
堆肥の施用	4,400 円 / 10a
有機栽培 (うち、そば等雑穀・飼料作物)	8,000 円 / 10a (3,000 円 / 10a)
リビングマルチ	8,000 円 / 10a
草生栽培	8,000 円 / 10a

### 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合算定方法



【注】5割低減の取り組み

① 5割低減の取り組みとは  
当該作物において、化学肥料および化学合成農薬の使用を県の定める慣行レベルから原則として5割以上低減する取り組みです。

② 算定の方法  
化学肥料は追肥や葉面散布等も含めた窒素成分量、化学合成農薬は除草剤等も含めた農薬の成分使用回数により算定します。

農業は土や水、大気など環境を利用し生産活動を行う産業です。これから持続的に農業を営んでいけるよう農家一人一人が「環境保全」を心がけ「豊かな長島」を末永く守っていきましょう。